

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年6月27日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 兵庫県揖保郡太子町鶴300番地

氏 名 株式会社東芝 姫路半導体工場

工場長 亀渕 丈司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-275-6503

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東芝 姫路半導体工場
事業場の所在地	兵庫県揖保郡太子町鶴300番地
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2813 半導体素子製造業
②事業の規模	製造品出荷額 1,192 億円／年(平成25年実績)
③従業員数	1001人(平成26年6月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1-1,1-2, 1-3, 2の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(25年度)実績】 単位:t／年								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	金属	ガラス
	排 出 量	20732	15	<1	1	192	5	3	8
(これまでに実施した取組)									
①現状 ①歩留まり向上・製造プロセス等の改善による投入・排出量の削減。 ②設備管理標準書を作成し、運転管理の強化を図り余剰排出量を抑制。 ③構外持込み物品(プラや缶等)は持帰りを徹底。 ④廃油の有価売却(業者にて蒸留再生後、売却) ⑤排水処理工程の薬注条件見直しによる汚泥発生量の抑制 ⑥廃プラスチックの材質選別による有価売却									
②計画 【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	金属	ガラス
	排 出 量	21382	16	<1	1	199	6	3	9
	(今後実施する予定の取組)								
①歩留まり向上・製造プロセス等の改善による投入・排出量の削減。(継続) ②設備管理標準書を作成し、運転管理の強化を図り余剰排出量を抑制。(継続) ③構外持込み物品は、持帰りを徹底。(継続) ④廃油の有価売却(継続) ⑤排水処理工程の薬注条件見直しによる汚泥発生量の抑制(継続) ⑥廃プラスチックの材質選別による有価売却の拡大									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) * 廃掃法に準じ産廃・特管別および分類別(廃プラ、廃油等)に分別。 * 社内規程により分別基準を定め、全従業員に周知徹底。 * 工場及び職場の集積場には、分別基準を掲示。 * 日常点検による分別状況の確認。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) * 廃掃法に準じ産廃・特管別および分類別に分別。(継続) * 社内規程により分別基準を定め、全従業員に周知徹底。(継続) * 工場及び職場の集積場には、分別基準を掲示。(継続) * 日常点検による分別状況の確認。(継続)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	-t	-t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	該当なし
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-t	-t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(25年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	-		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	- t		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		19270t		
(これまでに実施した取組)					
* 排水処理工程における薬剤注入量の最適化による汚泥発生の抑制 * フィルタープレスによる減量化					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	-		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	- t		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		19873t		

	(今後実施する予定の取組) * 排水処理工程における薬注量の最適化による汚泥発生の抑制(継続) * フィルタープレスによる減量化(継続)
--	--

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状		【前年度(年度)実績】
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	-t
(これまでに実施した取組)		
②計画		【目標】
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	-t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(25年度)実績】 単位:t／年								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木屑	金属	ガラス
	全処理委託量	1462	15	<1	1	192	5	3	8
	優良認定処理業者への 処理委託量	456	15	0	1	181	3	2	2
	再生利用業者への 処理委託量	1448	9	0	1	176	5	0	5
	認定熱回収業者への 処理委託量	4	6	0	0	6	0	2	2
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	998	7	<1	0	57	0	0	4

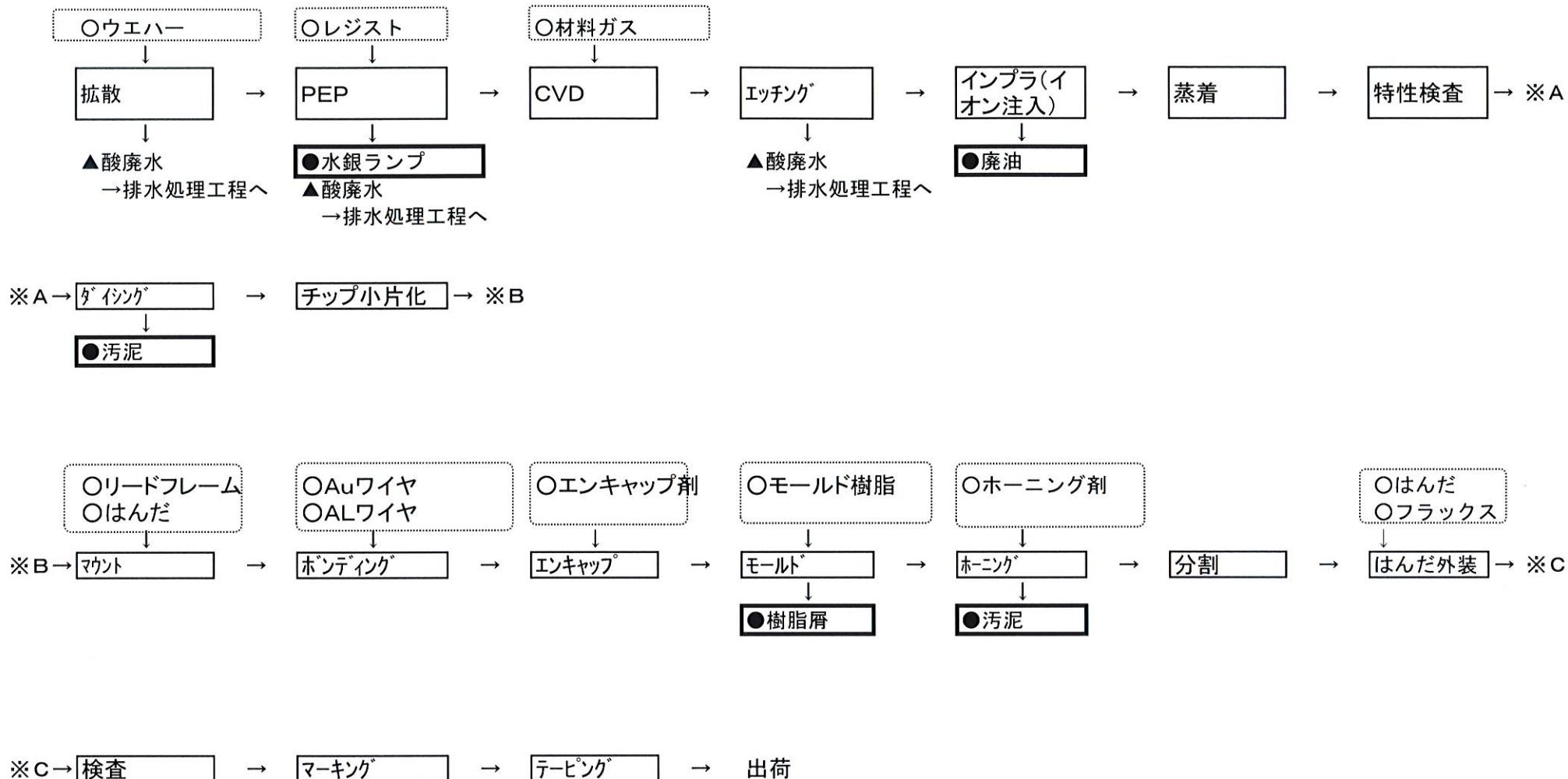
(これまでに実施した取組)

- ①生産効率の向上
- ②廃棄物の性状分析の定期実施
- ③委託先(現地)の定期確認および新規委託先の事前調査(順法・システム管理・周辺環境・委託実績等)
- ④電子マニフェスト導入によるマニフェスト伝票管理の精度向上

(第5面)

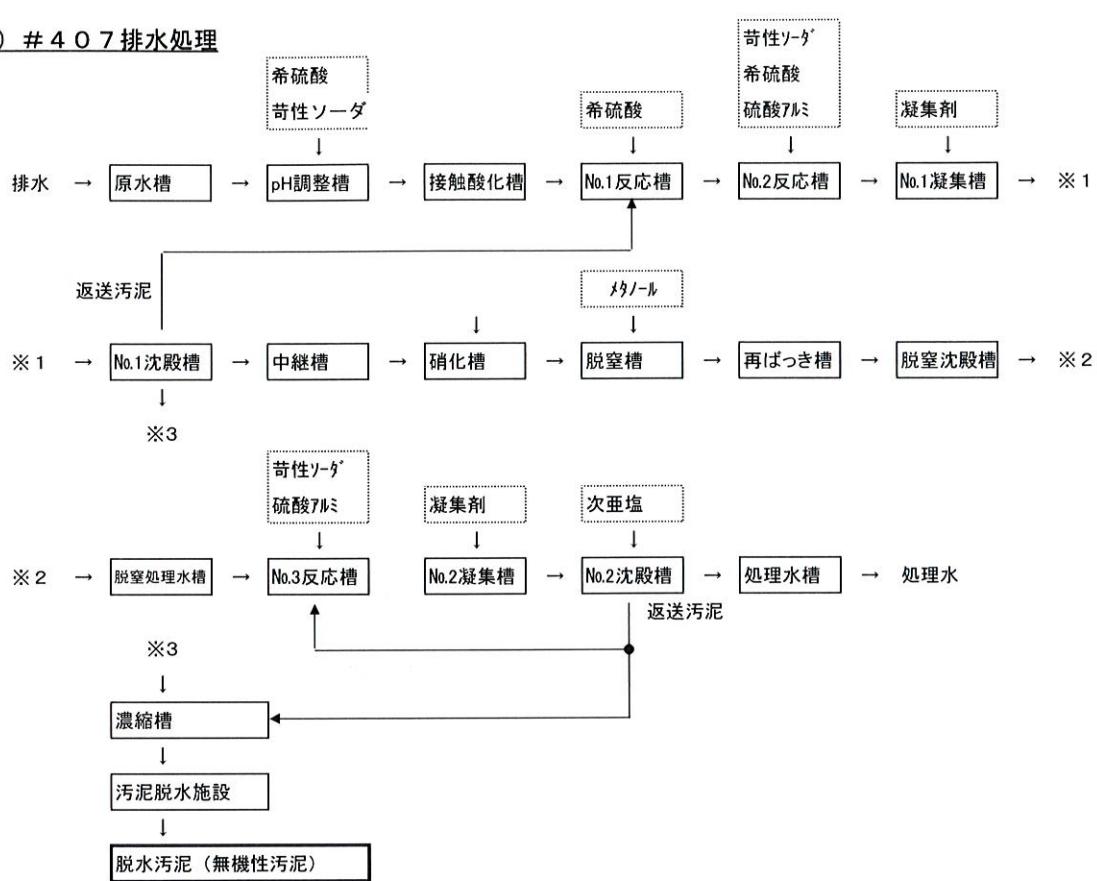
別紙1-1 工程フロー（半導体製造工程）

■半導体製造工程

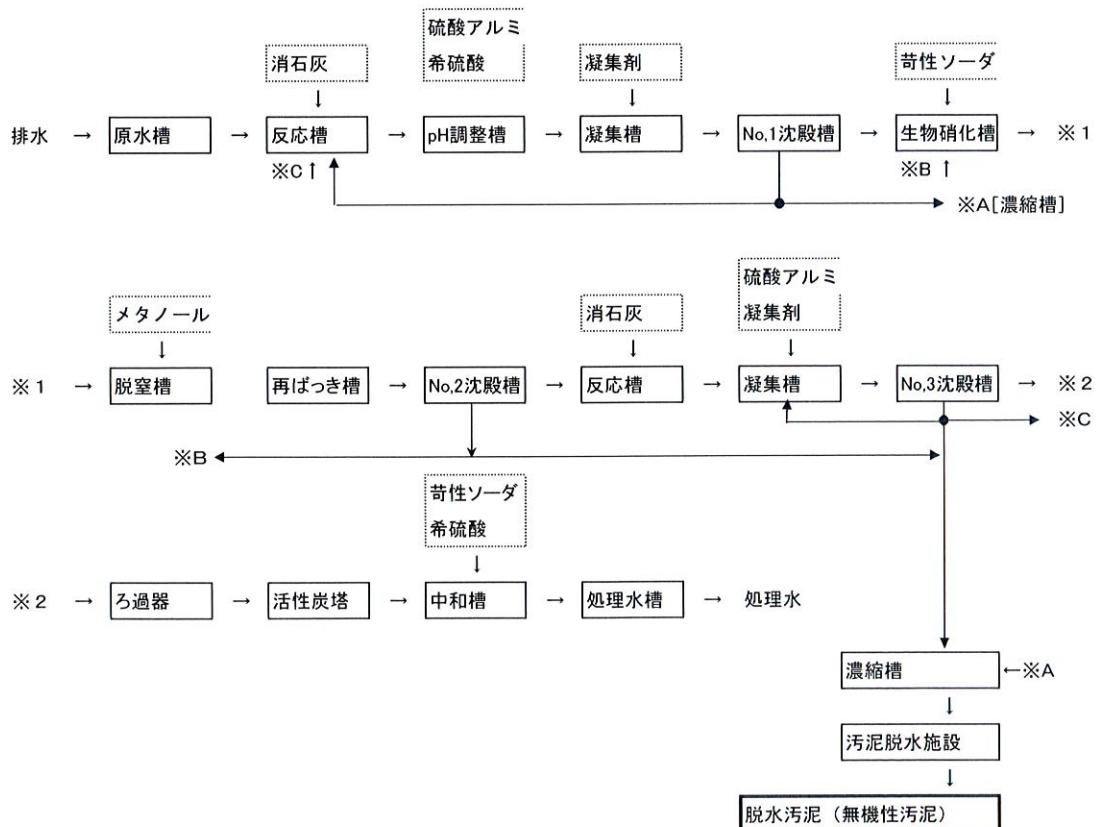


別紙1-2 工程フロー（排水処理）／3施設

1) #407 排水処理

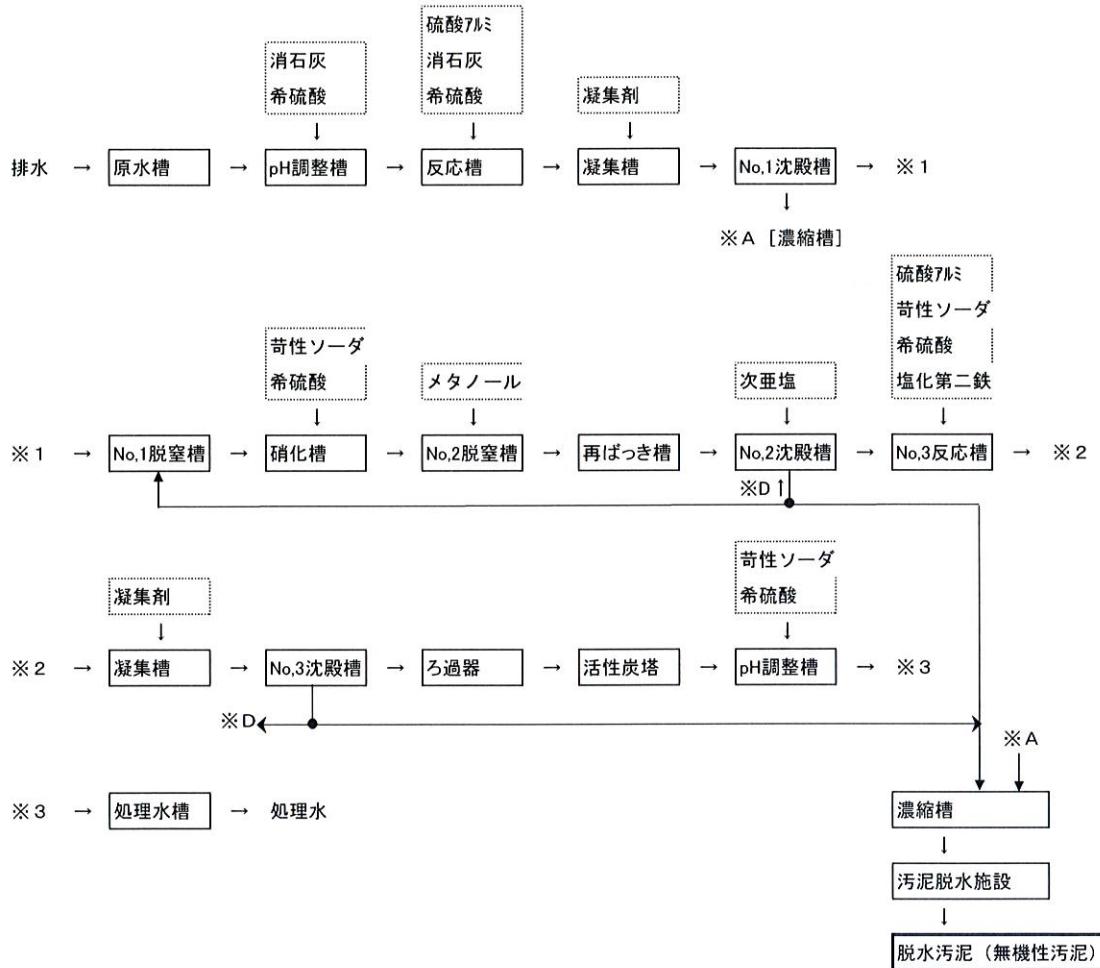


2) #414B 排水処理

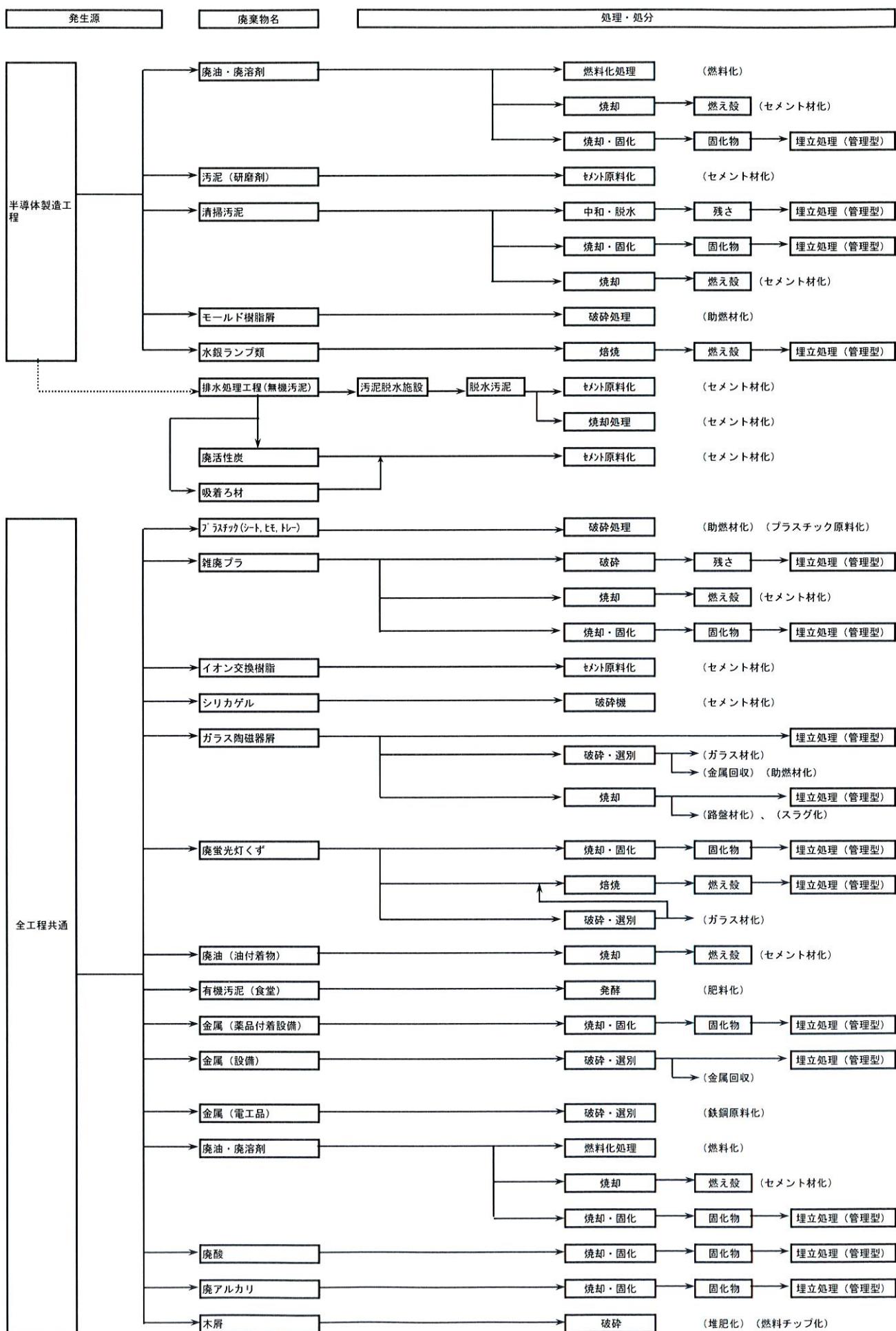


別紙1-2 工程フロー（排水処理）

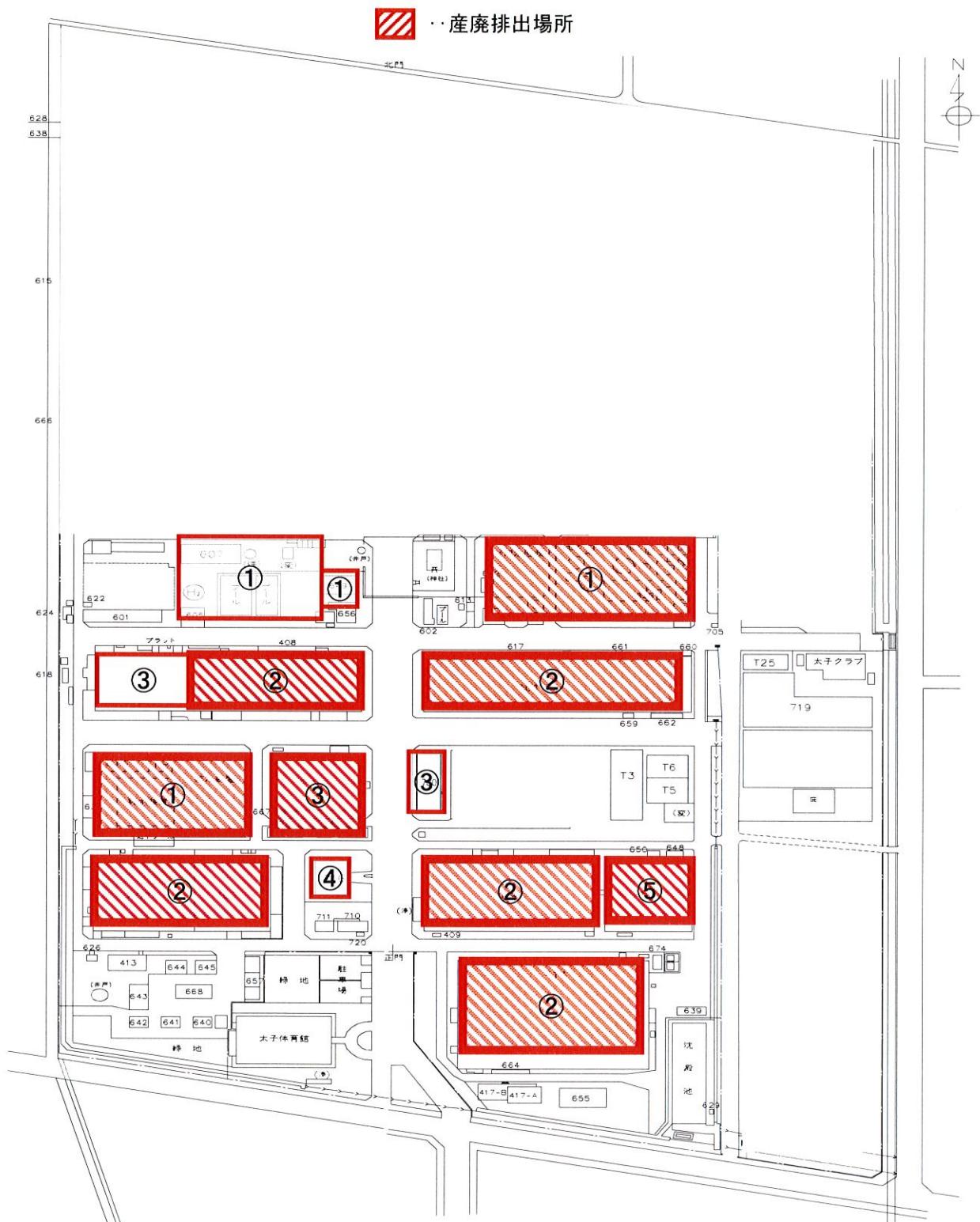
3) #414A排水処理



別紙1-3 工程フロー（産廃処理）



別紙2 株式会社東芝 姫路半導体工場 配置図

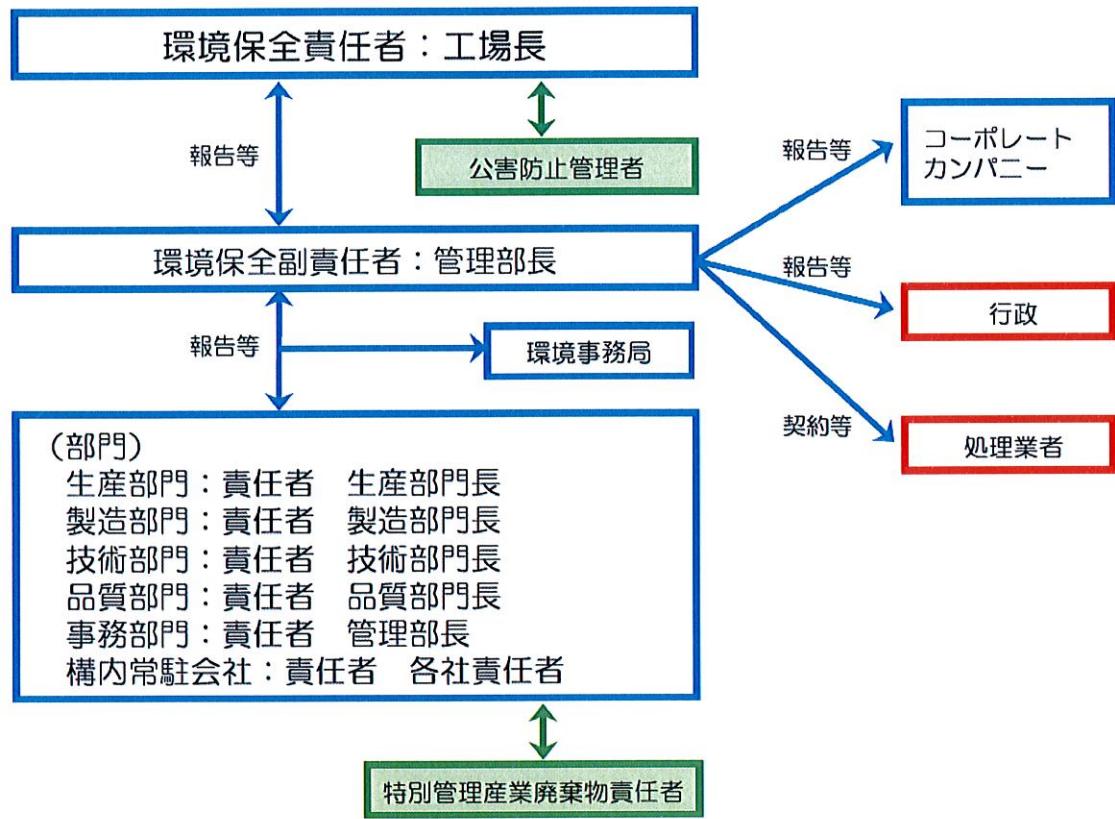


別紙3 管理体制

(1) 役割と責任および権限

役割	責任及び権限
環境保全責任者 工場長：亀渕丈司	<p>工場長は、環境保全責任者として、次の責任と権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 工場の廃棄物処理・管理の統括および推進 * 廃棄物管理実施規程の制定と見直し * 廃棄物処理方針の制定、改訂および定期的見直し * 廃棄物処理に関する目的・目標および推進計画の承認 * 廃棄物処理に関する責任と権限の付与 * 環境・施設管理部長への廃棄物処理・管理に関する責任と権限の付与 * 廃棄物処理・管理を実施するに必要・十分な経営資源の確保 * 工場廃棄物対策部会に対する当該業務の推進・実施に必要な責任と権限の付与 * 各部門長が廃棄物処理・管理に関し行う業務に対する責任・権限の付与 * 廃棄物排出事業者が実施すべき事項として関係法令等により定められた事項 * 緊急事態発生時の対応処置の指示および生産停止に関する事項 * 事業活動、製品またはサービスにおける廃棄物処理・管理に関する事項 * 構内常駐会社の工場廃棄物処理・管理システムへの参加依頼に対する承認
環境保全副責任者 管理部長：渡辺覚	<p>管理部長は、廃棄物処理・管理に関する次の責任と権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 廃棄物処理計画の作成 * 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 * 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 * 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 * 委託契約の締結 * 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 * 監督官庁への各種報告 * 従業員、構内常駐会社に対する教育・啓発 * 環境保全担当への廃棄物処理・管理実務に関する責任と権限の付与 * その他、関係する事項
環境事務局 (実務管理) 環境保全担当 7名	<p>環境事務局は、次の責任と権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 環境保全副責任者の責任と権限に係る実務を代行する。
各部門長 (17部門)	<p>各部門長(生産・製造・技術・品質・事務・構内常駐会社)は次の責任と権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 廃棄物施設の実務管理および、実務者への責任と権限の付与 * 従業員に対する教育・啓発 * 所管構内常駐会社に対する指導・支援 * その他、関係する事項
特別管理産業廃棄物 責任者 (有資格者 7名)	<p>特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行するため次の責任と権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 * 廃棄物処理計画の立案 * 適正な処置の確保及び整備計画の作成 * 監督官庁への各種報告の作成 * その他、関係する事項

(2) 環境保全体制図



以上

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。